

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

〔 平成22年9月2日
日本年金機構 〕

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

1. 前回委員会で提示した検討課題への対応案

(1) 磁気媒体（CSV）等による国民年金被保険者名簿の取扱い（別添2）

- ・磁気媒体等による国民年金被保険者名簿については、一部について、その正確性について懸念があることから、市町村及び日本年金機構において正確性の確認のための2種類のサンプル調査を行うこととしている。
 - ・また、国民年金被保険者名簿については、市町村ごとに異なる様式やコードを用いられていることから、効率的な突合せの実施のために、これらを検索できるシステムの構築を進めている。
- ⇒本年10月から予定している突合せの開始段階では、厚生年金又は船員保険に係る記録が紐付いている年齢の高い受給者から突合せを実施する。

(2) 紙台帳等とコンピュータ記録が一致しない場合の対応（別添3）

- ・紙台帳等とコンピュータ記録が表面上異なっている場合であっても、実質的には両記載は一致している場合や、あえて訂正を行う必要がない場合があり、第1次審査・第2次審査の段階で、他のコンピュータ記録や紙台帳等の記録を参照したり、これまでの訂正履歴を確認すること等により判断していく。なお、参照すべき紙台帳等が紐付いていない場合の対応等について、検討を行う。最終的には、ご本人に訂正の要否について確認を行っていただくこととする。

(3) 減額事例の取扱い（別添4）

- ・受給者については、既に年金を受給されていること、ご本人の申出によらずに突合せが行われること等の事情にかんがみ、年金受給見込額が増額となる場合のみ通知を発出し、訂正を行うこととする（本年3月29日年金記録回復委員会）。加入者や、突合せを希望する受給者の方については、年金受給見込額が増額となるか減額となるかを問わず、突合せの結果をお知らせすることとする。

(4) 死亡者の取扱い（別添5）

- ・ 死亡者に係る年金記録の突合せについては、以下の3案を検討中。
 - （案1）突合せを行った上で、未支給年金の請求者へお知らせをする
 - （案2）広くPRを行い、遺族からの申出に基づいて突合せを行う
 - （案3）突合せを行った上で、不一致となった死亡者の情報を検索可能とし、まずは突合せ作業済みの国民年金特殊台帳について実施する

2. 事業の進捗状況

- ・ 本年10月より、中央突合センター（東京）において、突合せ業務を開始予定
- ・ 本年11月から来年1月にかけて、その他の突合センター（25拠点）においても順次業務を開始予定
- ・ 再入札となった3拠点（埼玉、千葉、新潟）については、来年早々に突合せ業務を開始するべく、調達作業を予定。
- ・ 実施に当たっては、①中央記録突合センターにおいて、サンプル調査を行いつつ、年齢の高い受給者（※）から実施（併せて、未統合記録を実施）、②続いて、他の突合センターにおいて、年齢の高い受給者（※）から実施、③平成23年春頃より、突合せを希望する申出者について実施、④新規裁定者については、平成23年秋頃を目途に実施する予定である。
※ 当面、厚生年金又は船員保険に係る記録が紐付いている方を実施

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

(参考資料)

年金記録に係る紙台帳等とコンピュータ記録の突合せの流れ

(別添1)

✓受付(連絡票・紙台帳を印刷)の後、受託事業者が一次・二次審査を実施し、センターの機構職員が確認等を行う。

受託事業者

受付業務

連絡票の作成・画像の印字



- ※バーコードシステムによる進捗管理
- ※突合せに関する統計把握



各突合せ拠点の審査は対象者リストに沿って実施

- ①年齢の高い受給者
- ②サンプル調査対象者
- ③未統合記録
- ④申出者(23年春頃～)
- ⑤新規裁定者(23年秋頃～)

受託事業者

1次審査

オペレータによる突合せ

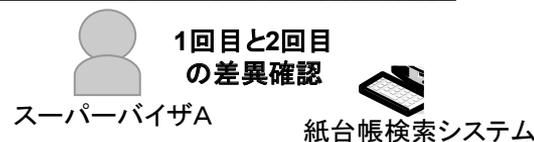
<1回目の審査>



<2回目の審査>



スーパーバイザによる審査結果確認

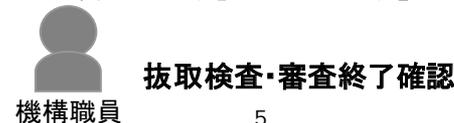


- ※1回目と2回目の差異を確認する
- ※結果が「一致」「みなし一致」は職員確認へ
- ※結果が「不一致」は2次審査へ

機構職員

審査終了確認

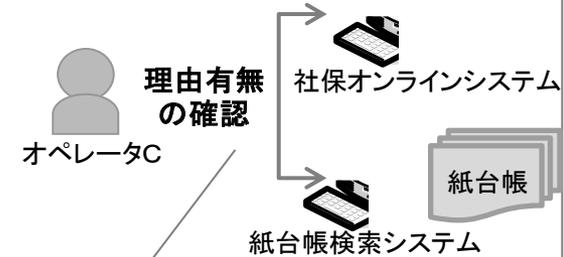
<1次審査「一致」「みなし一致」>



受託事業者

2次審査

不一致理由の有無を確認



- ✓他制度加入記録の確認
- ✓訂正履歴の確認 等

スーパーバイザによる審査結果確認



- ※理由有無の妥当性を確認する
- ※理由が無かったものは「補正要」として職員確認へ
- ※理由があったものは「補正不要」として職員確認へ

機構職員

審査終了確認・本人確認

- 審査終了確認
- 年金受給見込額試算
- 本人確認のための通知の発出
- 記録の訂正

1次審査イメージ

✓1次審査は、紙台帳検索システム(以下、オンライン記録)と紙台帳の突合せを実施する。

紙台帳検索システム画面

国民年金の例

第1次審査確認

納付記録の審査画面

年番 1111167890 年金コード 1150

漢字氏名 年金 花子

生年月日 5-16.10.02 性別 2

年度	納付	1/4	半免	3/4	全免	学生	1次	確認	2次
5-38	06	00	00	00	00	00	1	<input type="checkbox"/>	
5-39	12	00	00	00	00	00	1	<input type="checkbox"/>	
5-40	00	00	00	00	00	00	6	<input type="checkbox"/>	
5-41	00	00	00	00	00	00	1	<input type="checkbox"/>	
5-42	00	00	00	00	00	00	1	<input type="checkbox"/>	
5-43	00	00	00	00	00	00	1	<input type="checkbox"/>	
5-44	00	00	00	00	00	00	1	<input type="checkbox"/>	
5-45	06	00	00	00	00	00	1	<input type="checkbox"/>	

資格記録の審査画面

記録年月日	種別	1次	確認	2次
5-38.10.01	1	1	<input type="checkbox"/>	
5-40.04.01	5	6	<input type="checkbox"/>	
5-45.10.01	2	1	<input type="checkbox"/>	
5-50.04.01	5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

紙台帳

月	35年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度
4月		納											
5月		納											
6月		納											
7月		納											
8月		納											
9月		納											
10月		納											
11月		納											
12月		納											
1月		納											
2月		納											
3月		納											

【審査結果】
不一致
【理由】
納付月数がオンライン記録と紙台帳で一致しないため。
⇒処理結果コード「6」を入力



記録年月日	種別	1次	確認	2次
38-10-1	1	1	<input type="checkbox"/>	
40-05-01	5	6	<input type="checkbox"/>	
45-10-01	2	1	<input type="checkbox"/>	

【審査結果】
不一致
【理由】
喪失日がオンライン記録と紙台帳で一致しないため。
⇒処理結果コード「6」を入力

※付加記録及び差額記録についても同様に突合せを実施する。

1次審査概要(国民年金)

✓国民年金の1次審査概要は以下の通り。

※ [] 内の数字は、審査結果として入力するコードを指す。

項目		納付記録	付加記録	差額記録	資格記録
審査内容		<ul style="list-style-type: none"> ✓納付月数が一致するか。 ✓紙台帳間に相違がある場合、月数が最も多い紙台帳を審査対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓付加月数が一致するか。 ✓紙台帳間に相違がある場合、月数が最も多い紙台帳を審査対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓差額月数が一致するか。 ✓紙台帳間に相違がある場合、月数が最も多い紙台帳を審査対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓資格取得日・その要因(種別)が一致するか。 ✓資格喪失日・その要因(種別)が一致するか。
審査基準	一致	<ul style="list-style-type: none"> • 完全一致[1] • オンライン記録に対応する紙台帳に記載なし[3] • 紙台帳が判読不能[4] • オンライン記録に対応する紙台帳が無いとき[5] 	<ul style="list-style-type: none"> • 左記と同様 	<ul style="list-style-type: none"> • 左記と同様 	<ul style="list-style-type: none"> • 左記と同様
	みなし一致	<ul style="list-style-type: none"> • 紙台帳の月数がオンライン記録の月数よりも少ない場合[2] 	<ul style="list-style-type: none"> • 左記と同様 	<ul style="list-style-type: none"> • 紙台帳の月数がオンライン記録の月数よりも多い場合[2] 	<ul style="list-style-type: none"> • 法施行前の時期の加入記録があることによる不一致[2] • 強制加入・任意加入の不一致[2] • 1号加入・任意加入の不一致[2]
	不一致	<ul style="list-style-type: none"> • 紙台帳の月数がオンライン記録の月数よりも多い場合[6] 	<ul style="list-style-type: none"> • 左記と同様 	<ul style="list-style-type: none"> • 紙台帳の月数がオンライン記録の月数よりも少ない場合[6] 	<ul style="list-style-type: none"> • 紙台帳間での相違[6]

1次審査概要(厚生年金)

✓厚生年金の1次審査概要は以下の通り。

※ [] 内の数字は、審査結果として入力するコードを指す。

項目	記録年月日	標準報酬	種別	
審査内容	✓取得・喪失等の記録年月日が一致するか	✓標準報酬が一致するか	✓性別等被保険者種別が一致するか ※第3種被保険者(坑内員)、第4種被保険者(任意継続被保険者)等	
審査基準	一致	<ul style="list-style-type: none"> 完全一致[1] 突合せ済みの厚生年金基金記録[1] 共済への移管記録[1] オンライン記録に対応する紙台帳に記載なし[3] 紙台帳が判読不能[4] オンライン記録に対応する紙台帳がない[5] 	<ul style="list-style-type: none"> 左記と同様 	<ul style="list-style-type: none"> 左記と同様
	みなし一致	<ul style="list-style-type: none"> 記録年月日の内、日のみ不一致[2] 紙台帳等に法施行前の期間の記録がある場合[2] 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和44年10月以前の標報について1万円みなしの適用をうける場合[2] オンライン記録が最低等級(又は最高等級)の標報月額であり、紙台帳の標報月額がその額を下回る(又は上回る)場合[2] ドル表示紙台帳の円換算時一致[2] 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン記録では第4種被保険者と記載されており、紙台帳では通常の被保険者と記載されている場合[2]
	不一致	<ul style="list-style-type: none"> 記録年月日の不一致で、「みなし一致」に該当しない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 標準報酬の不一致で、「みなし一致」に該当しない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 種別の不一致で、「みなし一致」に該当しない場合

2次審査概要(国民年金)

✓国民年金の2次審査概要は以下の通り。

実施事項	他制度加入記録の確認	訂正履歴・事跡の確認	その他
審査概要	<p>✓他制度に加入した時点で国民年金の記録は喪失するため、他制度の加入記録を参照し、補正不要と判断できるか確認する。</p>	<p>✓1次審査で不一致と判定された箇所に対応する訂正履歴を参照し、事後的に訂正が行われたために補正不要と判断できるか確認する。</p>	<p>✓左記以外で補正不要と判断できるか確認する。</p>
審査内容	<ul style="list-style-type: none"> • 厚生年金や船員保険等、他制度の加入記録 	<ul style="list-style-type: none"> • オンラインシステム上の訂正履歴の確認 • 記録訂正事跡確認システムの確認 	<ul style="list-style-type: none"> • オンライン記録上の還付記録の確認 • 特殊台帳の記録の確認 • 1次審査で突き合わせた紙台帳が本人のものであるかの確認

2次審査概要(厚生年金)

✓厚生年金の2次審査概要は以下の通り。

実施事項	最新記録の確認	制度上の観点での確認	訂正履歴・事跡の確認
審査概要	<p>✓ねんきん特別便等を契機として、直近に記録が訂正されている可能性があるため、最新の厚生年金記録の確認をする。</p>	<p>✓不一致と判定された箇所であっても、制度上、不一致に理由があり、補正不要と判断できるか確認する。</p>	<p>✓1次審査で不一致と判定された箇所に対応する審査資料の訂正履歴を参照し、事後的に訂正が行われたために補正不要と判断できるか確認する。</p>
審査内容	<ul style="list-style-type: none"> • 最新の年金記録の確認 	<ul style="list-style-type: none"> • オンライン記録上の脱退手当支給金の支給記録の確認 (脱退手当金の支給期間は、年金額算定の基礎とならないため、オンライン上は加入期間から除かれている。) • オンライン記録上の共済への移管記録の確認 (共済への移管期間は、オンライン上は厚年加入期間から除かれている。) • 2か所以上の事業所に同時期に加入しており、加入期間・標報に喪失・合算といった補正処理がなされているかの確認 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 不一致と判断された箇所に関して訂正・取消処理がなされているかの確認 • 記録訂正事跡確認システムの確認

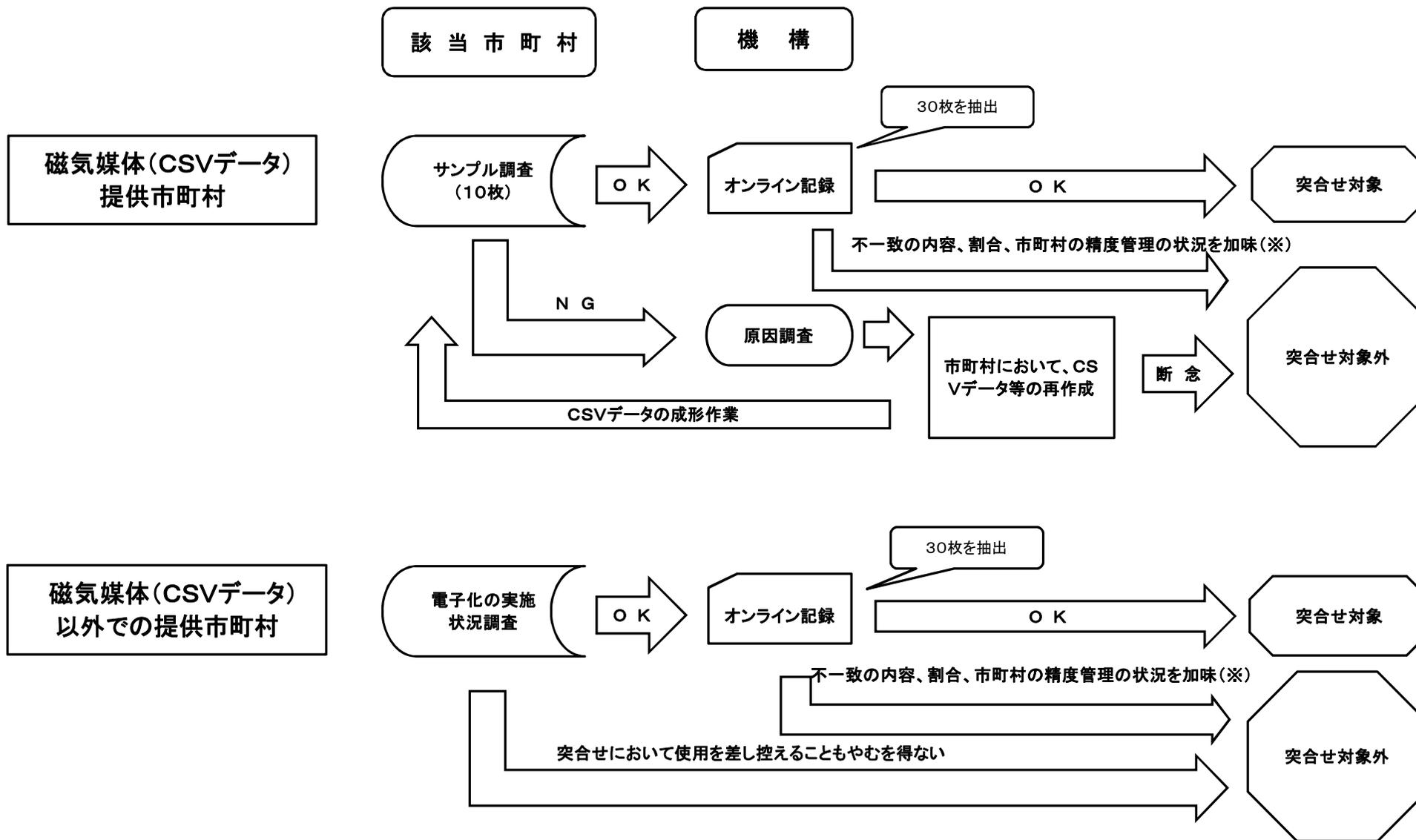
(別添2)

市町村の国民年金被保険者名簿とコンピュータ記録との突合せを実施するに当たっての課題と対応

1. 磁気媒体の形で作成・保管されていた記録に関し、正確性についての懸念がある。
 - 市町村における入力作業やコンピュータシステムの変更、CSVデータの作成、日本年金機構における電子画像化作業の過程で、誤りが生じた可能性が指摘されているところ。
 - ⇒ 正確性の検証のため、①電子画像と市町村の元データとの突合せ、②電子画像とオンライン記録との突合せの2種類のサンプル調査を実施し、正確性が確認された記録について、突合せを実施することとしたい。(別紙1)

2. 市町村が徴収責任を負っていた現年度分の納付記録のみが記載されているなど内容が不完全なため、コンピュータ記録との間で形式的な不一致が多い。(別紙2)
 - 第1次審査で、コンピュータ記録の方が紙台帳等の記録よりも納付期間が長い場合や、記録上の納付月が異なっても年度内で総納付月数が同じであれば、一致とみなすといった取扱いを行う。
 - 第2次審査で、厚生年金記録や国民年金の特殊台帳といった他の記録を参照し、他制度への加入の有無、保険料還付の有無などを確認する。
 - ⇒ これらの記録が紐付いていない場合の対応について、検討する必要がある。

3. 市町村ごとに名簿の様式や記号が異なっており、効率的な突合せを行う上で支障となっている。
 - 市町村ごとの様式や記号(コード)について検索できるシステムを構築中。



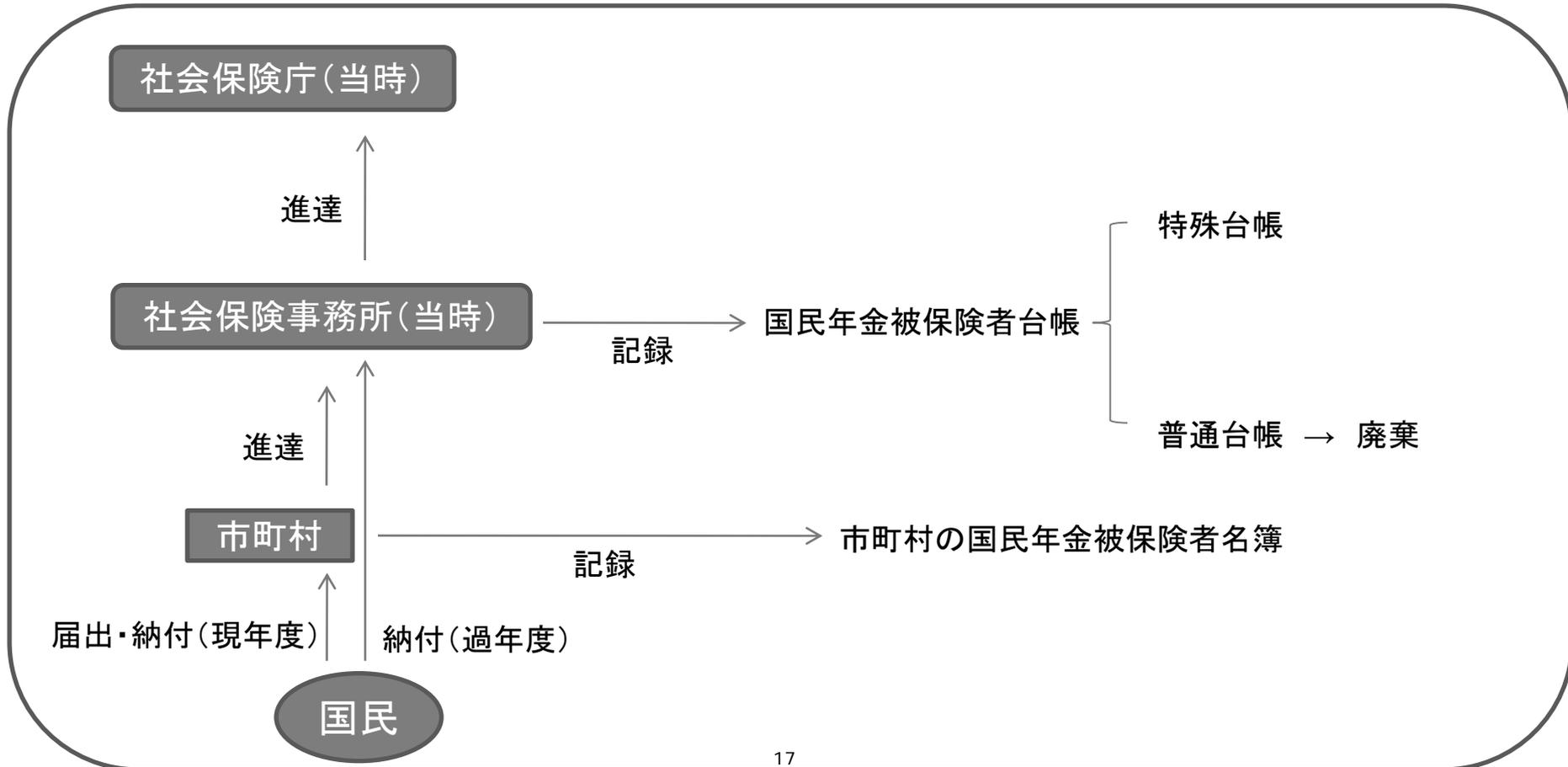
※: 突合せの対象外とする判断基準については、記録について精度管理を行っている市町村における記録の不一致率を基に設定する。

市町村の国民年金被保険者名簿の記載の内容の不完全性について

市町村の国民年金被保険者名簿の場合、

- ①過年度の保険料の徴収など、市町村の事務の範囲外について把握できない場合があること
 - ②転居後、ほかの市町村に届け出を行った内容については把握できない場合があること
- から、以下のような事項が記載されない場合がある。

- ・過年度納付の保険料
- ・厚生年金への加入や任意加入からの脱退等に伴う保険料の還付（特に、転居後に別の市町村に他制度加入により資格喪失した旨の届け出を行い、保険料還付を受けた場合）



紙台帳等とコンピュータ記録が一致しない場合の対応について（案）

紙台帳等とコンピュータ記録が表面上異なっている場合であっても、実質的には両記載は一致している場合や、あえて訂正を行う必要がない場合があり、第1次審査・第2次審査の段階で、他のコンピュータ記録や紙台帳等の記録を参照したり、これまでの訂正履歴を確認すること等により判断していく。なお、参照すべき紙台帳等が紐付いていない場合の対応等について、検討を行う。最終的には、ご本人に訂正の要否について確認を行っていただくこととする。

1. 目視による突合せ（第1次審査）段階の対応

本段階では、紙台帳とコンピュータ記録の記載を確認し、当該記載が一致しているか否かのレベルで審査を行うが、制度上の背景や当該紙台帳の作成の状況等から、以下のものについては一致とみなすこととしてはどうか。

（想定される具体例）

- ・厚生年金の紙台帳等における昭和44年10月以前の標準報酬が1万円未満である場合で、コンピュータ記録の標準報酬の記載が1万円の場合（船員保険の場合は、昭和44年10月以前の標準報酬について、紙台帳等の記録が1万2千円未満で、コンピュータ記録が1万2千円の場合）

※制度上、昭和44年10月以前の1万円未満（1万2千円未満）の標準報酬は、1万円（1万2千円）とみなすこととされているため。

- ・法施行前の加入記録に係る不一致の場合

※紙台帳に、制度加入時期として法施行前の準備段階の時期が記載されている場合。

- ・国民年金の納付記録について、コンピュータ記録の方が紙台帳等の記録よりも長い場合

※市町村の記録においては、市町村に徴収責任が課せられていた現年度分のみの納付状況が記載されていることが一般的であったため。

※国民年金の納付記録の突合せにおいては、年金受給額に影響がある総納付月数を確認することとしており、仮に紙台帳等とコ

ンピュータ記録とで記録上の納付月が異なっている場合でも、総納付月数が一致していれば、一致と取り扱うこととしている。

2. 不一致の理由についての確認（第2次審査）段階の対応

本段階では、第1次審査で不一致となった箇所について、当該不一致に理由があるかを確認していくこととなる。確認の際には、紙台帳と対応するコンピュータ記録だけでなく、他制度の紙台帳記録やコンピュータ記録の詳細についても調査を行っていくこととなる。その際、以下のように不一致に理由があると確認されたものについては、訂正不要な不一致として取り扱うこととしてはどうか。

①複数制度のコンピュータ記録や紙台帳等の記録を総合的に参照することで理由が確認される場合

（例1）市町村の国民年金記録について、紙台帳等の記録の方が加入期間が長いといった不一致が見られる場合について、厚生年金記録を確認した結果、不一致となった期間について厚生年金の加入が確認された場合。

（例2）例1と同様の場合について、国民年金の特殊台帳を確認した結果、不一致となった期間について保険料還付の事実が確認された場合。

⇒いずれの例においても、コンピュータ記録を紙台帳の記録に合わせて訂正する必要はないと判断できる。

※ 仮にそのようなコンピュータ記録が確認できない場合や紙台帳等が紐付いていない場合について、どう考えるか。

②コンピュータ記録に係る訂正履歴を確認することで理由が確認される場合

（例）年金記録が社会保険オンラインシステムで一元的に管理されることとなった後に厚生年金の加入期間や国民年金の保険料納付状況が事後的に訂正された場合。

⇒当該履歴は基本的にコンピュータ記録に残されているため、当該履歴を確認することにより、紙台帳の記録とコンピュータ記録の不一致の理由が確認できる。

※ 厚生年金記録に関しては、オンライン化前に記録の訂正が行われていた場合には、当時の紙台帳に必要な訂正が行われていたと考えられるが、オンライン化後の昭和61年以降に、ご本人の申出により、喪失被保険者ファイル（訂正履歴が残らない）が訂正される場合（例えば、昭和48年10月以前の記録について、ご本人の加入記録ではないとして、加入記録の削除を行

う場合)について、どう考えるか。

③記録訂正に係る事跡を確認することで理由が確認される場合

(例) 第三者委員会のあっせんの結果、記録を訂正した場合

⇒第三者委員会のあっせん結果については「記録訂正事跡確認システム」に事跡を残す取扱いとしており、当該事跡を確認することにより、紙台帳等の記録とコンピュータ記録の不一致の理由が確認できる。

以上のような方法によっても不一致の理由が確認できないものについては、最終的に、ご本人に訂正の確認を行っていくこととする。

紙台帳等とコンピュータ記録の突合せにおける減額事例の取扱いについて

(別添4)

対象者	突合せ結果		見込額試算	試算結果	通知	備考		
受給者	申出なし	一致	—	—	行わない	増減なしの場合は通知は発出しませんが、事跡を残す。		
		不一致	行う	増額	行う			
				減額	行わない		事跡を残す。	
	申出あり	不一致	全て行う	増減なし	行わない	事跡を残す。		
				一致	—	—	行う	「減額」の判断では、本人の年金額だけでなく、配偶者の加給年金等も考慮。
				増額	行う			
減額	行う							
加入者	申出なし	一致	—	—	行わない			
		不一致	行わない	—	行う			
	申出あり	一致	—	—	行う			
		不一致	行わない	—	行う			

加入者については、①受給権は発生しておらず、その後の事情変更により受給額も変わりうること、②実務上の取扱いでは50歳以上の方についてのみ見込額試算をおこなっていること、③ねんきん特別便でも、加入者について見込み額試算を行っていないことから、見込額試算を行わない。ただし、御本人に年金受給額が訂正前と比べて減額になる可能性があることを御理解いただくため、「標準報酬が低額となる記録が発見されたような場合、御回答に基づく記録訂正の結果、将来の年金額が減少するケースがある」旨の記述を通知に記載して送付する。

年金記録問題における死亡者の取扱いについて

1 これまでの取扱い

(1) 遺族年金の受給者が存在する場合

○ これまでに以下のような作業により、年金記録の確認を行ってきたところであるが、記録の持ち主である本人が既に死亡している場合は、その記録をもとに遺族年金を受給している遺族に確認を行い、申出を受けて、増額分を未支給年金としてお支払いしている。

① ねんきん特別便

※遺族年金の基となる記録として、遺族年金受給者へ送付して確認を依頼。

② 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せ

(2) 遺族年金の受給者が存在しない場合

①遺族から申出があった場合

○ 記録確認作業中に本人が死亡し、遺族から未支給年金・遺族年金の請求があった場合、死亡した本人が記録確認中であったことが分かれば、記録訂正の要否について、当該遺族に対して確認を行っている。

②遺族からの申出がない場合

○ 受給権を有する遺族を発見するためには、戸籍を公用請求するなどの対応が必要であり、現在はこのような対応を行っていない。

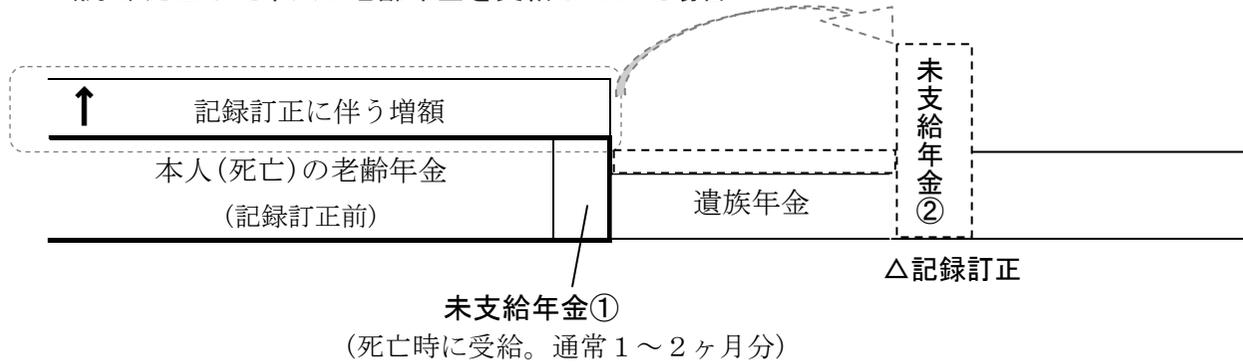
○ 死亡した本人の記録に基づく未支給年金を受給した方がいる場合は、当該受給者へのお知らせを行うことが考えられるが、当該未支給年金受給者の現在の住所の把握が容易ではないこと等から、確認作業を行っていない。

※ 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せにおいては、全ての死亡者について確認作業(突合せ)を行っている。一方、ねんきん特別便については、見つかった記録が死亡者本人のものであるか否かを遺族が確認することは困難であることから、遺族年金の基

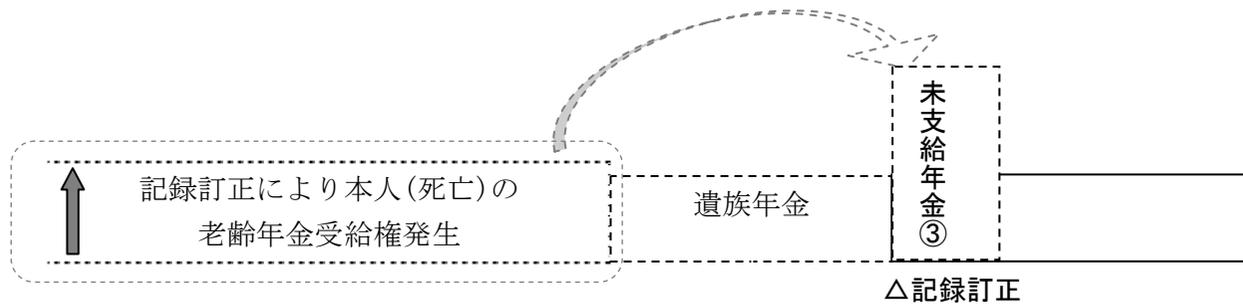
となっている記録についてのみ確認作業を行っているところ。

<参考 未支給年金について>

(例1) 死亡した本人が老齢年金を受給していた場合



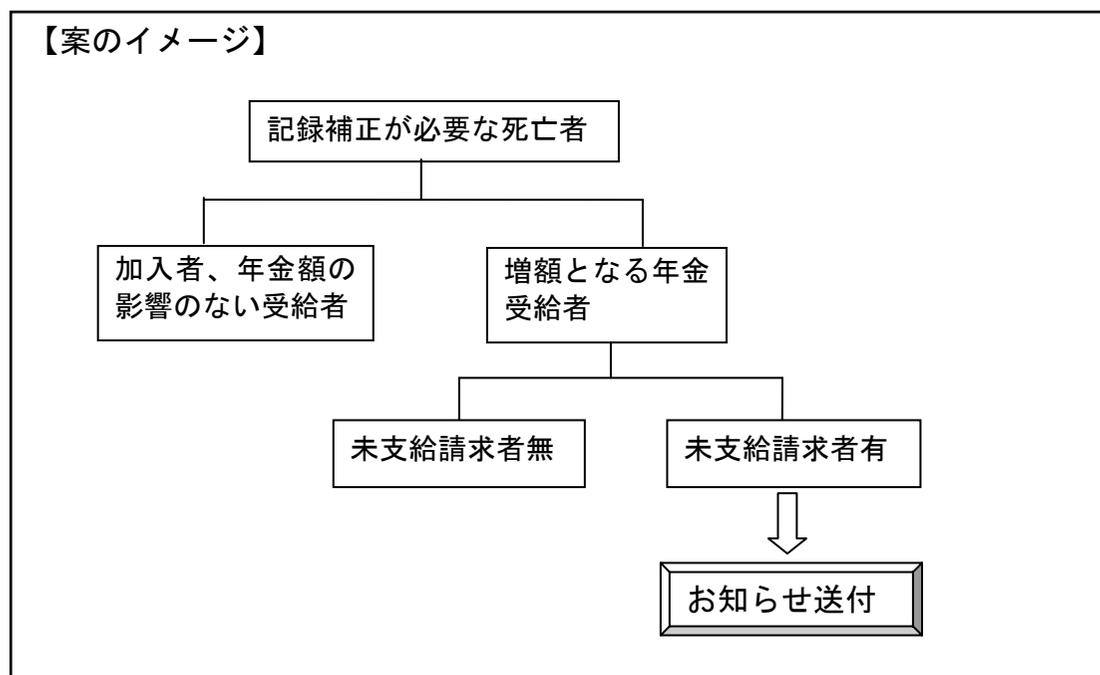
(例2) 死亡した本人が老齢年金を受給していなかった場合



2 今後の取扱い(案)

(案1) 未支給年金の請求者へお知らせをする案

- 受給者原簿上、未支給年金の請求者(以下「未支給請求者」という。)の氏名、住所が登録されている方(配偶者、子、兄弟等)に記録補正のお知らせを送付し、確認を受けて、増額分を支給する。



【論点】

- ① これまでご本人等に行ってきた確認を、子や兄弟等にさせていただくこととなるため、確認行為が実質的に形骸化するのではないか。
- ② 未支給請求者の現時点での生存の確認や現住所の確認は、住基ネットとの突合せができない(※)ことから、困難。受給者原簿上の住所にお知らせを送付する場合、死亡後、期間を経過したような場合には、遺族ではない他人である可能性があり、個人情報保護の観点から問題。
※住基との突合せについて
受給者原簿では氏名・住所をカナで管理しており、住基ネットではカナ情報を管理していないため、突合せは困難。
- ③ 平成4年以前に死亡失権した受給者原簿はオンライン上で確認できず、磁気媒体(MT)に保管されている。そのため、平成4年以前の未支給請求者の確認作業に相当な期間と経費を要する。
- ④ 記録訂正により受給権が発生した場合は未支給年金請求者がいないため、お知らせ送付対象外となる。
- ⑤ 本年秋から実施予定の「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ」においては、死亡者の記録も大量に存在することから、実施には相当の期間、経費を要する。(別紙参照)

(案2) 広くPRを行い、遺族からの申出に基づいて確認する案

- 遺族年金の受給権者である遺族がいない場合の死亡者の記録の確認・補正については、広くPRを行い、遺族(以下「未支給年金支給対象者」という。)からの申請があった場合に行うこととし、これを受けて、未支給年金の増額分を支払うこととする。
※年金を受ける権利は、受給権者ご本人のみに専属するもの(一身専属権)とされており、相続の対象にもなっていない。よって、未支給年金は、受給権者から遺族への受給権の譲渡しによるものでなく、請求に基づき一定の遺族に対し支給されるものである。
- なお、「国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せ」の作業においては、既に死亡者の記録補正を行っていることから、死亡者に係る記録補正についての事跡を登録することとし、未支給年金支給対象者より申出があった場合に、事跡を確認した上で速やかに未支給年金の増額分を支払う。
- 今後実施予定の「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ」については、未支給年金支給対象者から死亡者ご本人の記録について突合せの申出があった場合に突合せを実施することとし、必要に応じ記録補正及び未支給年金の増額分を支払うこととする。

(案3) 突合せ作業を行って不一致となった死亡者(遺族年金を受給する遺族がいる者を除く)の情報を検索可能とする案

- 対象となる方への気づきの機会を提供するため、インターネットや年金事務所において、死亡者に係る一定の情報を検索可能とする。

＜検索可能とする情報＞

氏名、生年月日、性別

※上記に加えて、5000万件の未解明記録については記録を管理していた市町村名や事業所名等を検索可能とすることが考えられる。

＜方法＞

- ・ 一定の情報をHP上で検索できるようにする。
ただし、受給の可能性のある個人名を特定した情報開示は犯罪に悪用される可能性を否定できないことから、検索者を特定できるようにして不正な検索を排除するため、「ねんきんネット」においてログインした場合にのみ検索できるような仕組みを検討。また、検索結果は、①「該当記録〇件あり」といった記録の存否のみを表示する、あるいは②検索した氏名・生年月日等がリストに存在した場合にのみ、候補となる情報を見られるようにするといった工夫を検討。
- ・ 加えて、政府広報や新聞広告等において、心当たりのある遺族の方は確認するよう一般周知を図る。(インターネットを使用できない方のために、年金事務所への来訪を促す文言も必要。)

【論点】

- ① 受給資格のない他人による不正受給の排除
→請求時に必ず戸籍及び本人確認を求めるとすれば、なりすましは排除できるのではないか。
- ② 全ての死亡者についても突合せ作業を行う必要があるため、紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業では、約4000万件の記録の確認が必要となる。
→まず国年特殊台帳の突合せにおいて作業済みの5万件について開示を実施し、その反応率や費用対効果等を見て、他の突合せ作業についての開示の実施を判断することとしてはどうか。

<参考>被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せ作業における死亡者の取扱い

○被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ作業においては、まず、厚生年金基金(企業年金連合会を含む。以下「基金」という。)において、双方の記録が一致するか、不一致かの確認を行っているが、死亡者(国が支給する遺族年金を受給する遺族が存在する場合を含む。)の記録については、基金として支給すべき老齢年金の給付が完了していることから、当該確認作業の対象外としていたところ。

(参考)現在、基金として独自の遺族年金を支給しているのは1基金のみである。

○しかし、国が支給する遺族年金については、死亡者の記録が基金記録に合わせて訂正されれば増額となる可能性もあり、遺族に対する確認作業を行う意義があると考えられることから、遺族年金を受給する遺族が存在する死亡者の記録についても、今後基金側に協力を求め、基金において上記確認作業を実施(機構から委託)する方向で調整を行う。

- ・対象件数 200～300万件程度(粗い推計)

- ・当面、生存者に係る記録確認を優先して行い、死亡者の記録確認については、平成23年度中を目途に開始。

(当該死亡者の記録確認作業を行うためには、機構において、遺族年金を受給する遺族がいる死亡者の記録を抽出し、基金に提供する必要があるが、この準備作業に一定の期間を要する。)

○遺族年金を受給する遺族がない死亡者の取扱いについては、前記の「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業」における取扱いと同様とする。

死亡者(遺族年金を受給する遺族がいる者を除く)に係る記録の件数

	突合せ対象件数	死亡者計		
			うち一致件数	うち不一致件数
国年特殊台帳とコンピュータ記録の突合せ	約 3096 万件	(※1)	(※1)	約 6 万件(※2)
基金記録とコンピュータ記録の突合せ	約 4000 万件	約 280 万件(推計)	約 266 万件(推計)	約 14 万件(推計)
紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ	約 5 億 9700 万件	約 4236 万件(推計)	約 4200 万件(推計)	約 36 万件(推計)

(※1) 国年特殊台帳の突合せ作業においては、不一致と判定された記録についてオンライン記録で生存の有無を確認したが、一致事例に関する生存、死亡の別は把握していない。

(※2) 約 6 万件のうち、年金額に影響があるものは約 5 万件。

<参考>有効基礎年金番号数(死亡者数) : 平成 9 年 1 月以降の基礎年金番号保有者のうち、死亡が確認された者の数(待期者を除く)
平成 22 年 4 月現在 約 1239 万件